

育児休業は、男性も取得できます！

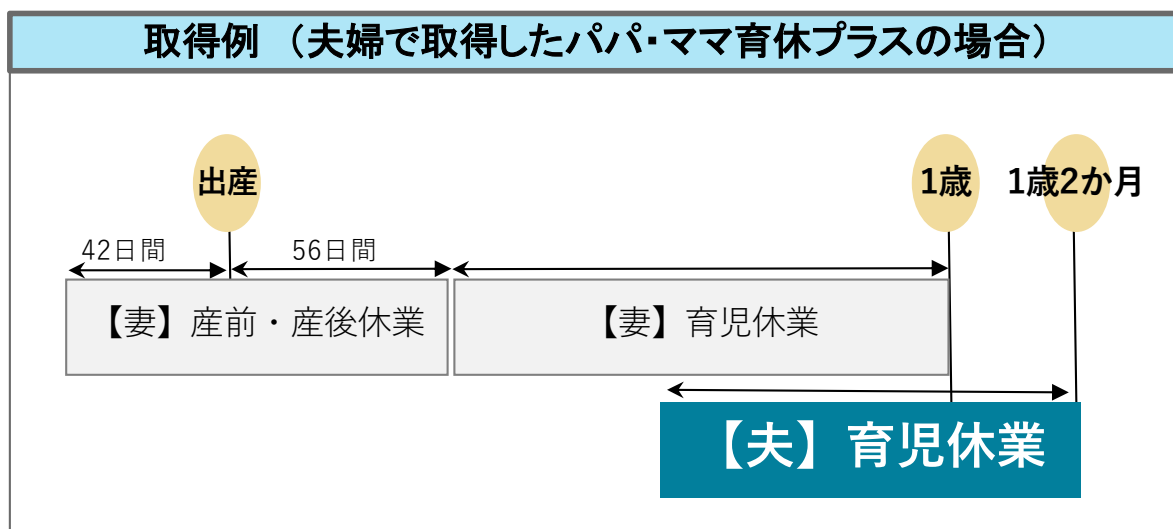
育児休業は性別を問わず取得できます。

- **「お子様が1歳に達するまでの間(お子様が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、最長2歳に達するまで)、育児休業をすることができる」と定められています(育児・介護休業法)**
 - ・ 「一定の場合」とは「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」等を指します

- ◆ 要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません。
- ◆ 申し出は、休みたい日の1か月前までに、必要事項を書いた書面を会社に提出して行います(手続き方法などは担当までお問い合わせください)

男性の育児休業（育休）の特徴

- 夫婦で取得すると1歳2か月まで休業できます。(パパ・ママ育休プラス)
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます。
- 配偶者が専業主婦でも休業できます。



育児休業は、男性も取得できます！

育児休業中は経済的支援が受けられます

■育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%(6か月経過後は50%)の給付を受けることができます。

注意事項:実際の入金は、数カ月遅れになる場合があります。

■育児休業期間中の社会保険(健康保険、厚生年金保険)料の免除

会社が年金事務所又は健康保険組合に申出をすることにより、育児休業等をしている間の社会保険(健康保険、厚生年金保険)料が、育児休業取得者本人負担分および会社負担分ともに免除されます。

育児休業（育休）を取得することで、こんなメリットがあります

<家庭面>

- 集中的に子どもと過ごす時間を持つことで、絆が深まります。日中の子どもの様子を見られることで、普段は気付かない発見があるかもしれません。
- 育児・家事への相互理解が深まり、育休復帰後も御夫婦協力のもと日常的に育児・家事ができるようになります。
- (配偶者が育休取得をしていた場合)配偶者の復職時の最も大変な時期に、父母が協力して子育てできるようになります。

● <仕事面>

- 育児休業前後で業務の棚卸・引き継ぎが発生をしますので、自身の担当業務の整理や標準化、効率化を図る機会になります。

<参考情報> 育休の他にも、男性にも使える

育児・介護休業法に定められた両立支援制度が複数あります

- 短時間勤務制度
- 子の看護休暇制度
- 時間外労働の制限
- 深夜業の制限
- 転勤についての配慮
- 所定外労働の制限

※詳しくは、担当までお問合せください。